規制の事前評価書（要旨）「簡素化」

規制の名称		成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等
担当部局		金融庁総務企画局企画課調査室　　電話番号：03-3506-6746　　e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期		平成30年3月13日
規制の目的、内容及び必要性等		我が国の法律中には、免許・登録等の拒否事由や法人役員等の欠格条項など、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度が数多く存在している。このことが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているのではないか、当該制限は成年被後見人等であることを理由とする不当な差別ではないかとの指摘があるところ。 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）や成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）を踏まえ、内閣府成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等に係る欠格条項等に関する議論が行われ、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月１日第９回同委員会）において当該欠格条項等を見直すこととされたところ、第196回国会に内閣府が提出する法案において、金融庁所管法律についても改正を行う。
		法令の名称・関連条項とその内容：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
直接的な費用		費用の要素
	（遵守費用）	（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて） 遵守費用は発生しない。 （成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて） 申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。
	（行政費用）	（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて） 行政費用は発生しない。 （成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて） 現在の免許・登録等の審査手続等に含めることが可能であるため、行政費用は発生しない。
副次的な影響及び波及的な影響		副次的な影響等
		（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて） 欠格条項に代わる個別審査規定が現行規定中に整備されているものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。 （成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて） 欠格条項に代わる個別審査規定を整備するものであり、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
その他関連事項		本件規制緩和は、内閣府成年後見制度利用促進委員会における「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月１日）に基づくもの。
事後評価の実施時期等		（成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて） 単純削除により規制自体が存在しなくなるため、事後評価は実施しない。 （成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて） 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行後5年以内に、個別審査の利用件数に基づき、費用、効果等を把握することにより、事後評価を実施する。
備考		